

配偶者等における暴力に関する調査 調査結果報告書(ダイジェスト版)

千葉県男女共同参画センターでは、令和2年度事業として「配偶者等における暴力に関する調査」を実施しました。配偶者等における暴力は、身近に起こりうる人権侵害であり、男女共同参画社会の実現のためには、その防止と対策に継続的に取り組むことが必要です。

本調査は、配偶者等における暴力に関する市民の意識と実態を把握し、今後の具体的施策の基礎資料とすることを目的に行いました。

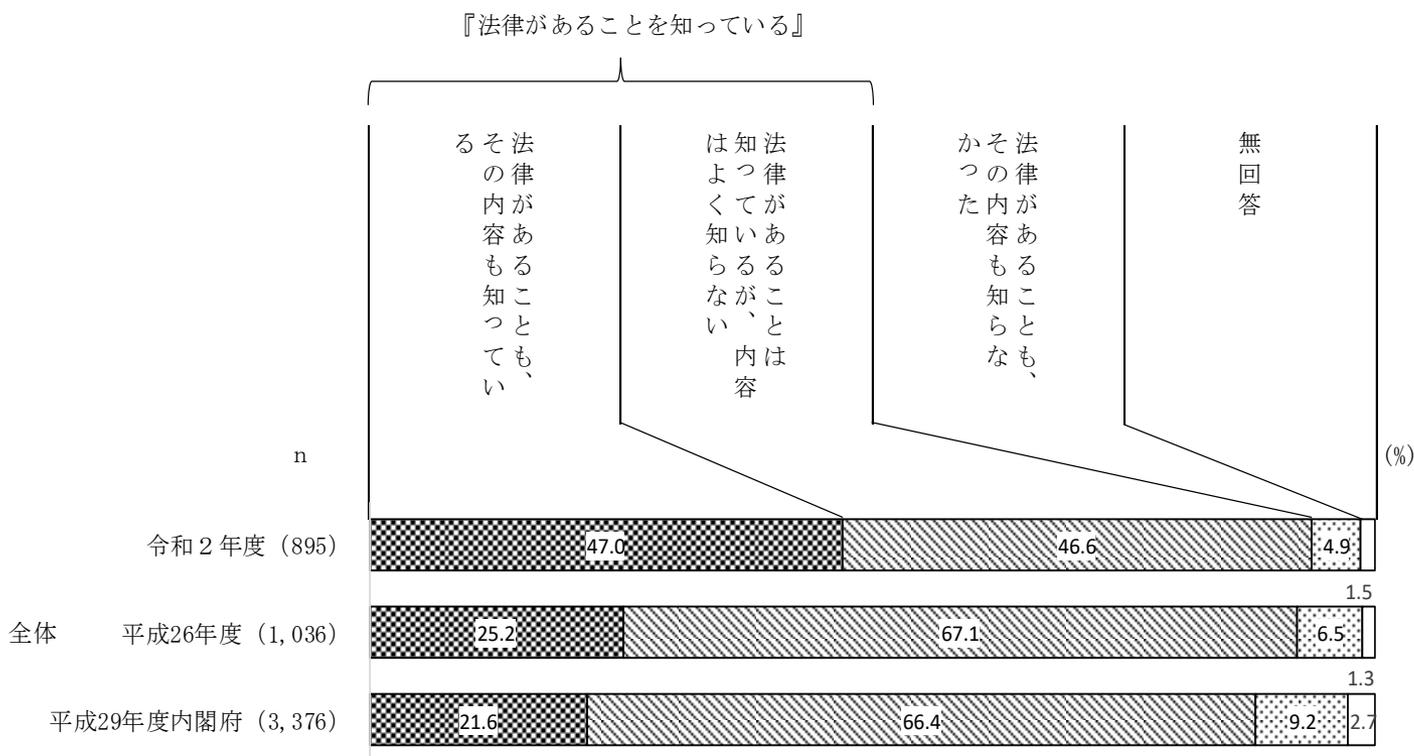
* 調査の対象	千葉市内にお住まいの満20歳以上の男女各1,500人 (無作為抽出)
* 調査の方法	郵送配布－郵送回収法
* 調査の期間	令和2年8月1日～8月20日
* 回収の状況	有効回答数:895件(有効回答率:29.8%)

注1) %は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、%の合計が100%にならないことがあります。

注2) グラフは、内容に応じて、抜粋したものを掲載しています。

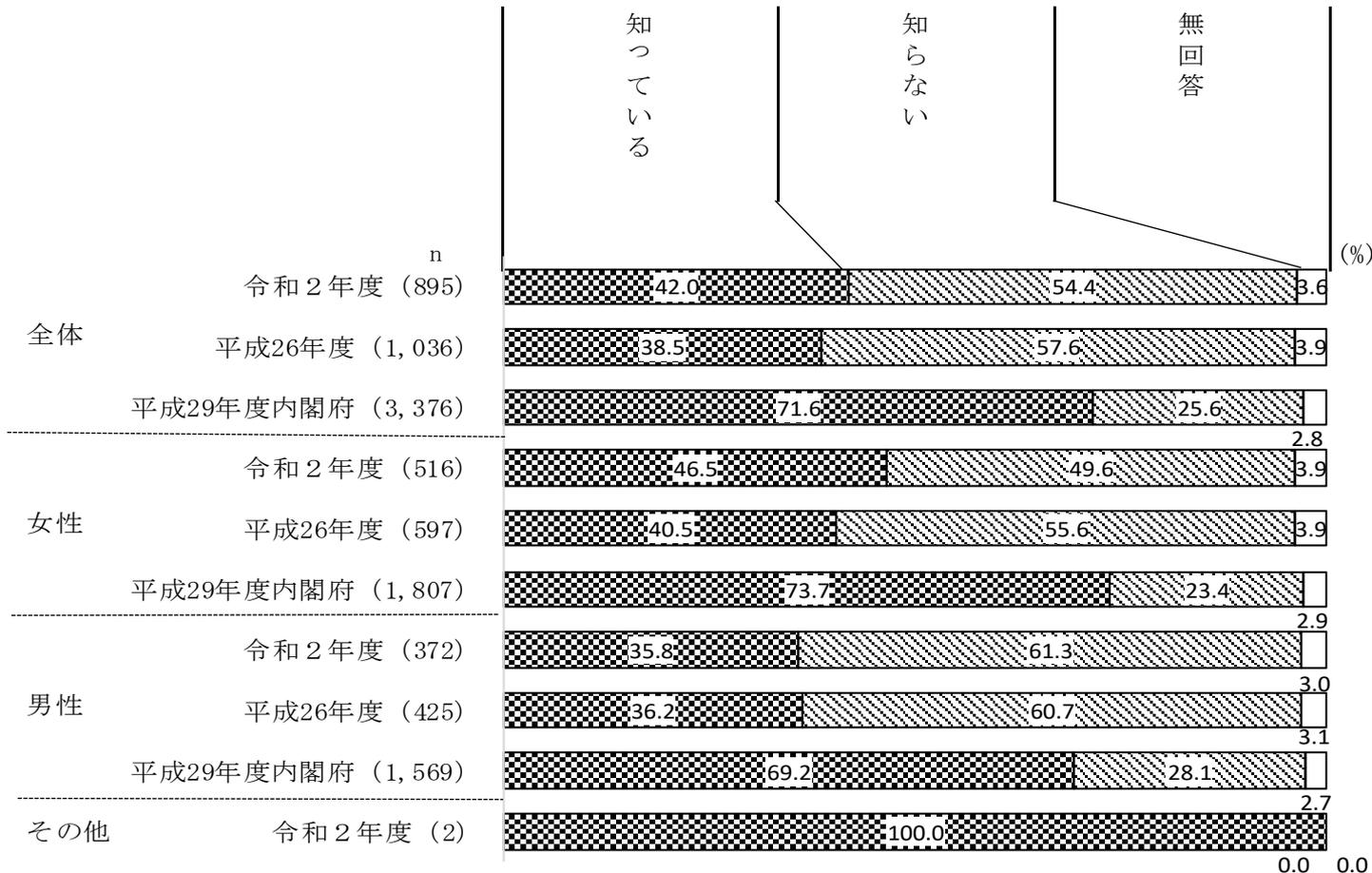
DV防止法の認知度（問4）

法律があることを知っている（「法律があることも、その内容も知っている（47.0%）」は、平成26年度より21.8ポイント上昇した。



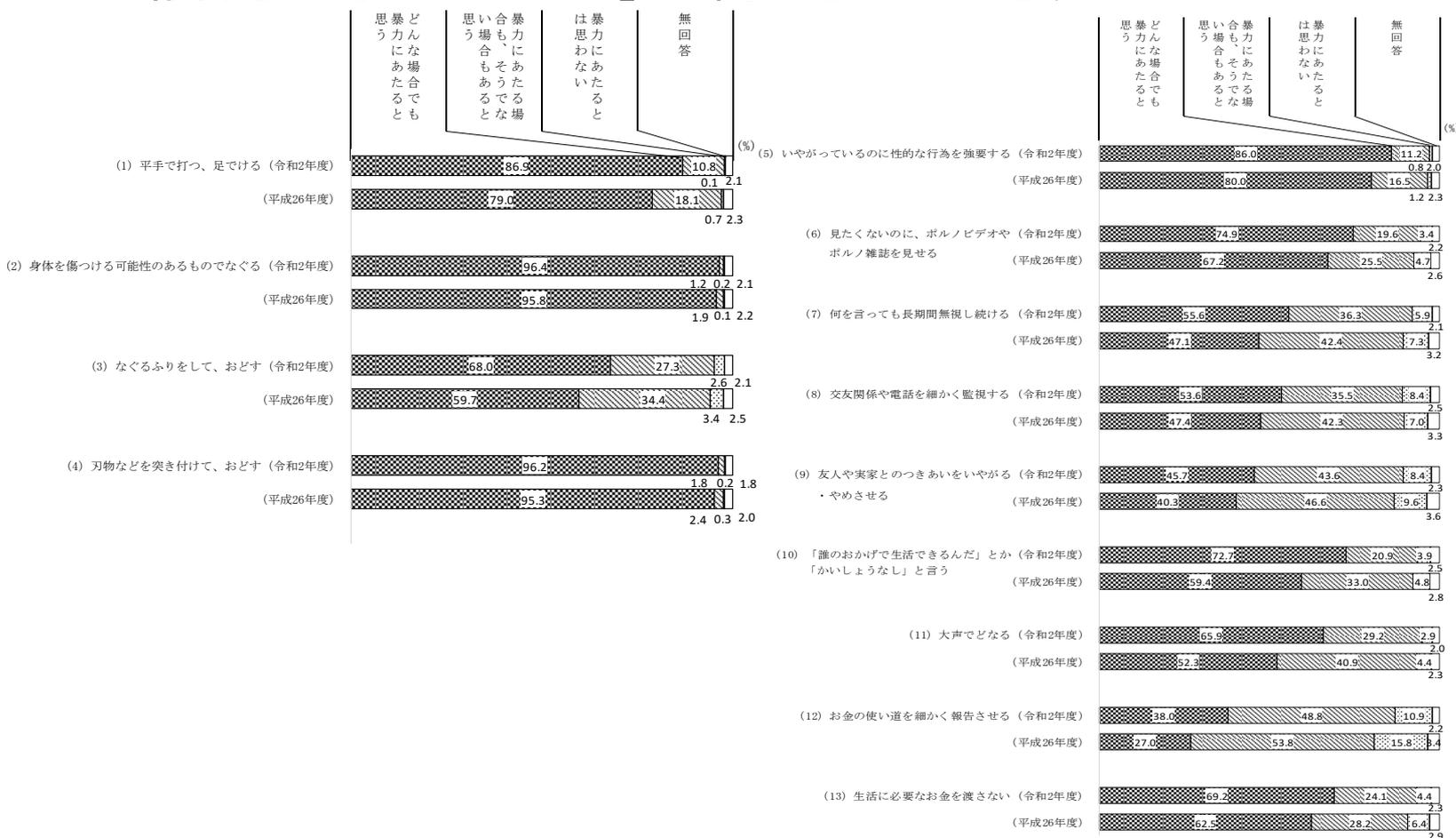
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 問5(2)

相談窓口の認知度は「知らない(54.4%)」が「知っている(42.0%)」を上回った。



配偶者との間の暴力についての意識（問6）

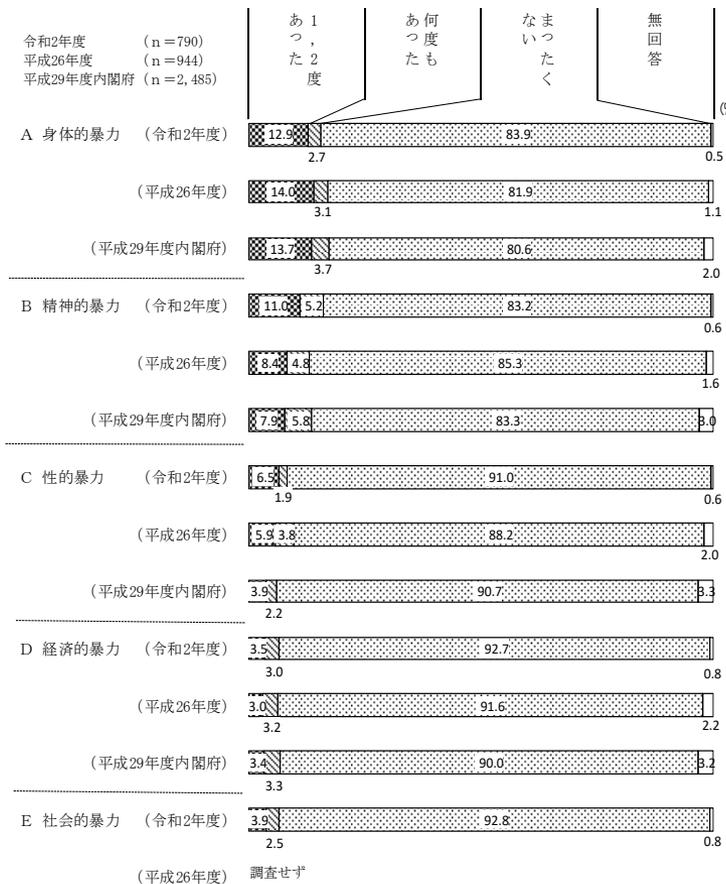
「どんな場合でも暴力にあたる」は「身体を傷つける可能性のある物でなく（96.4%）」、「刃物などを突きつけて、おどす（96.2%）」が多い。一方、「暴力にあるとは思わない」は、「お金の使い道を細かく報告させる（10.9%）」が高くなっている。



2. 配偶者等による暴力被害の実態

暴力をふるわれた経験（問8）

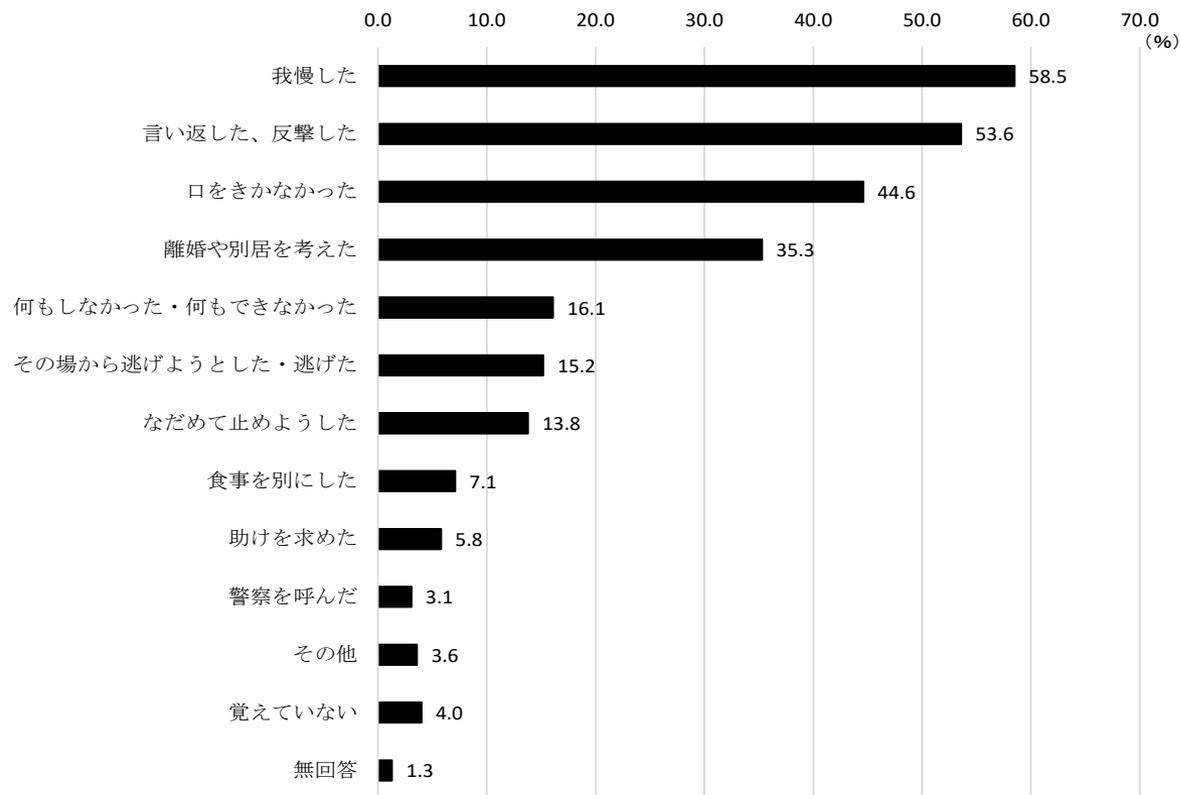
配偶者等からの暴力の経験がある人は、「精神的暴力（16.2%）」が最も高く、「身体的暴力（15.6%）」、「性的暴力（8.4%）」、「経済的暴力（6.5%）」、「社会的暴力（6.4%）」となっている。全てにおいて女性の方が男性より経験がある人が多い。



※平成29年度内閣府では、身体的暴行・心理的攻撃・経済的圧迫・性的強要という項目で調査している

暴力をふるわれた時の行動（問9）

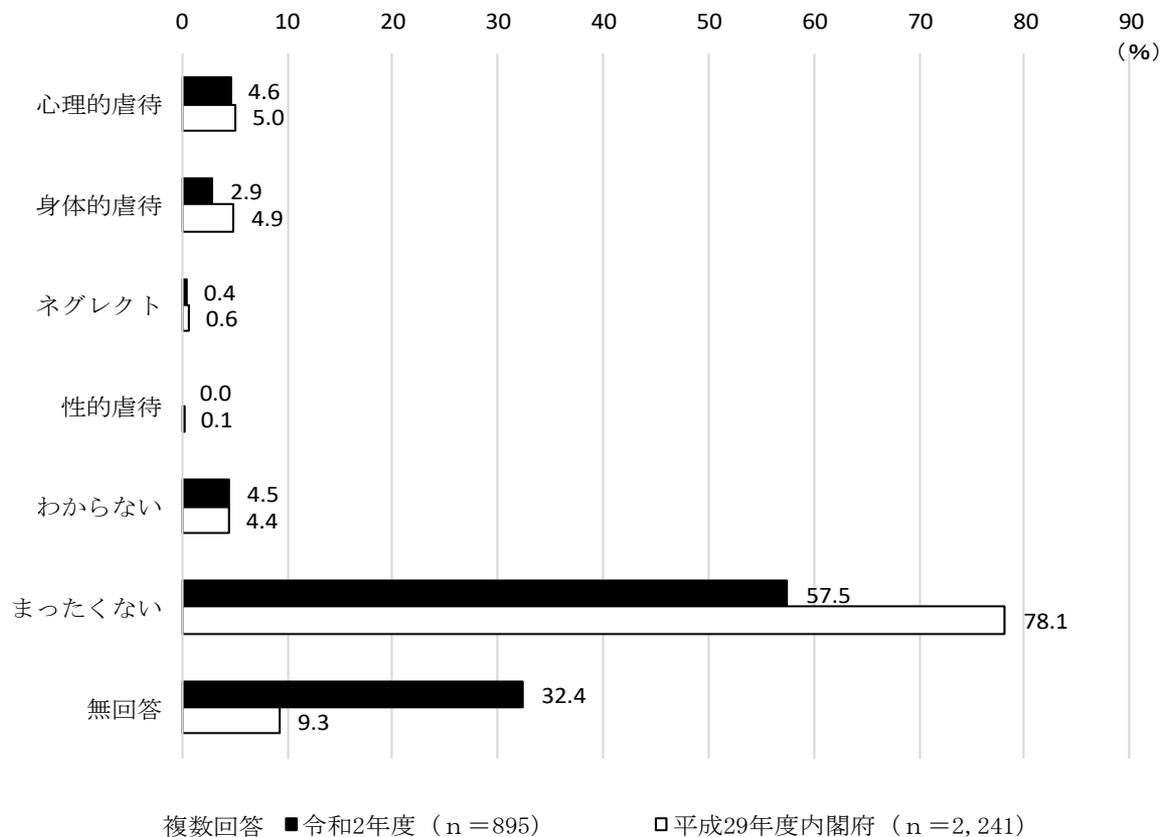
「我慢した（58.5%）」が最も高く、「言い返した、反撃した（53.6%）」、「口をきかなかった（44.6%）」が続いた。



複数回答 (n=224)

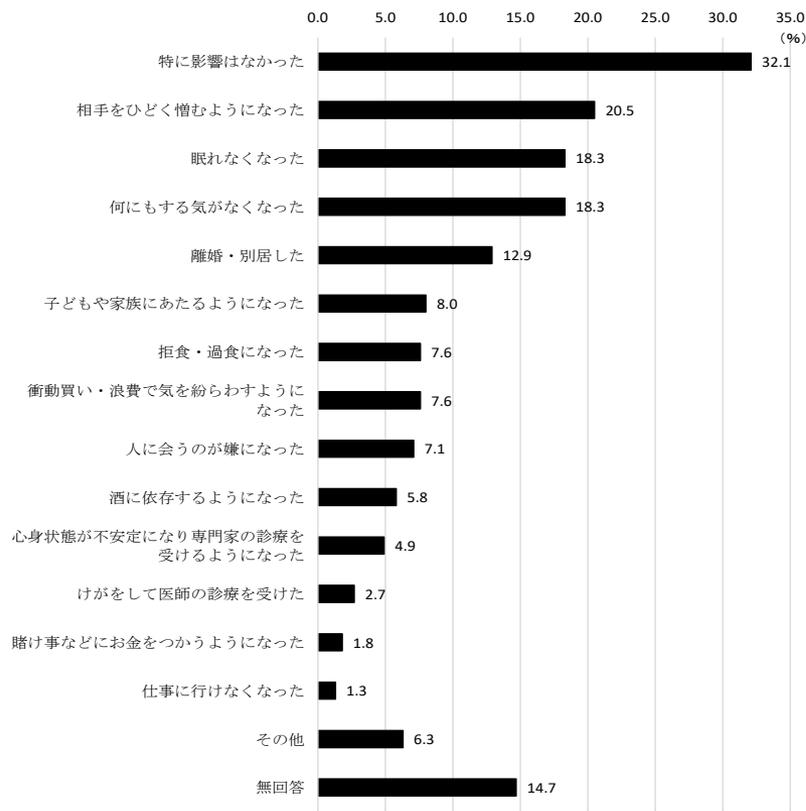
配偶者から子どもが暴力をふるわれた経験(問10)

「まったくない(57.5%)」が最も高く、「無回答、子どもがいない(32.4%)」「心理的虐待(4.6%)」と続く。



暴力をふるわれた後の心身状態、生活への影響（問11）

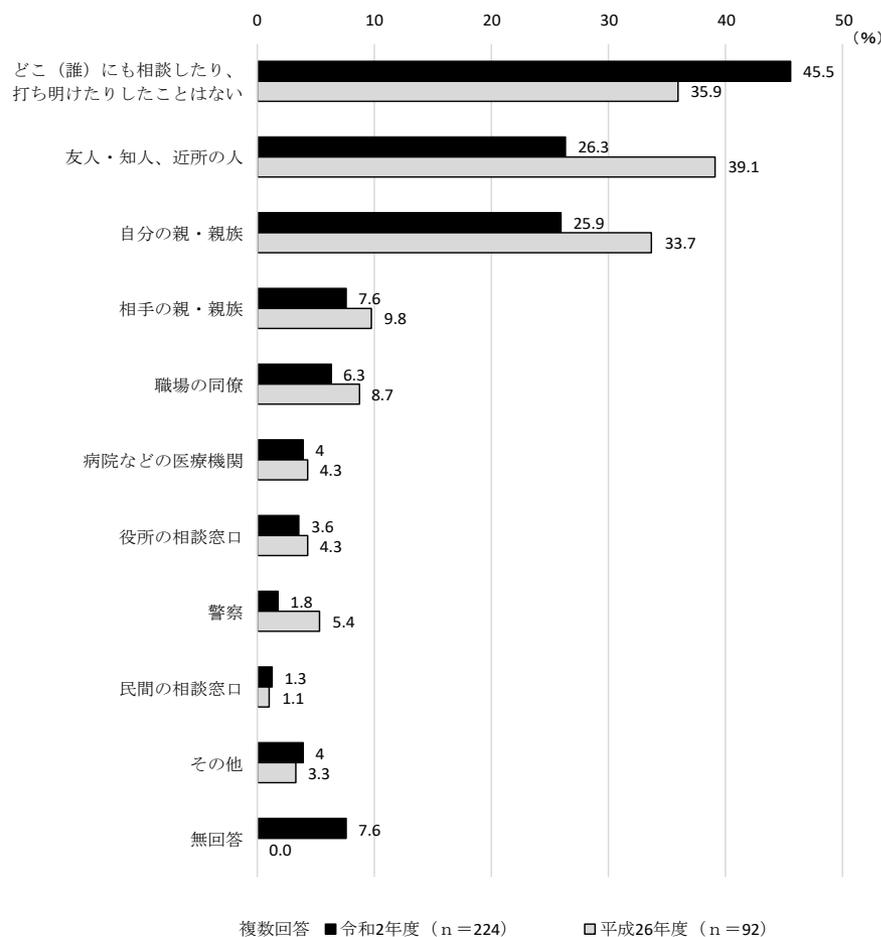
「特に影響はなかった（32.1%）」が最も高く、「相手をひどく憎むようになった（20.5%）」、「眠れなくなった（18.3%）」及び「何にもする気がなくなった（18.3%）」が続いた。



複数回答 (n=224)

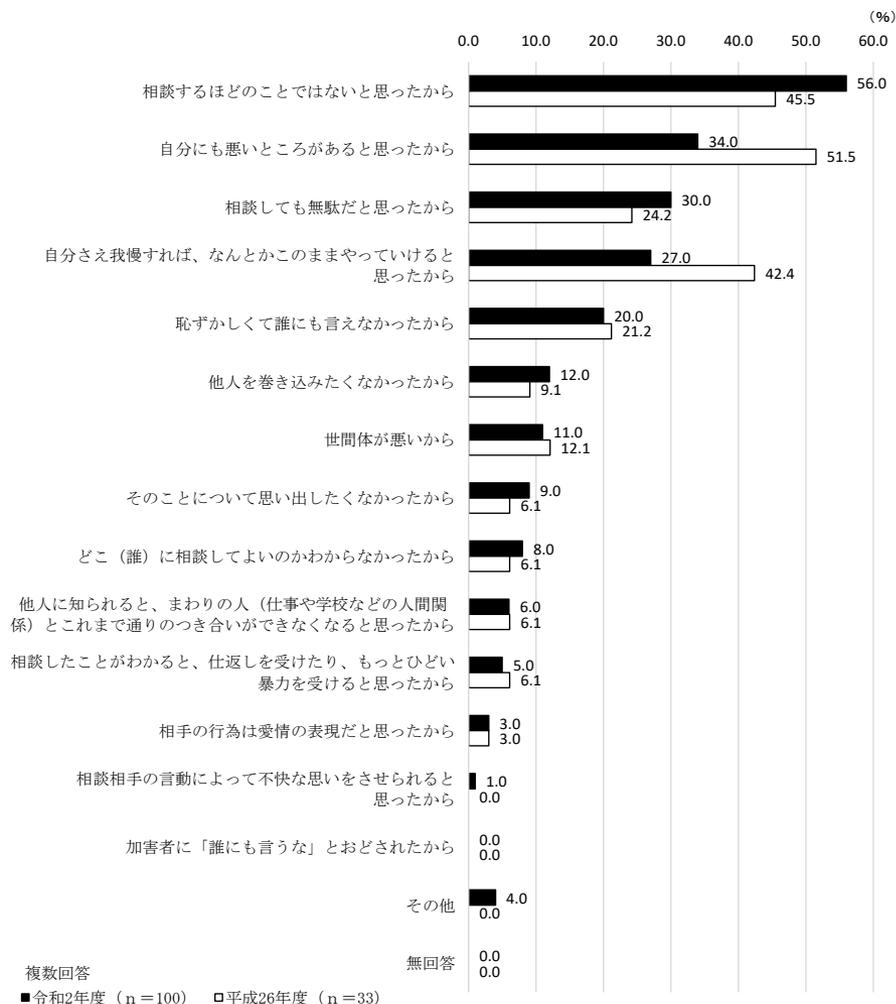
暴力をふるわれた時の相談先(問12)

「どこ（誰）にも相談したり、打ち明けたりしたことはない（45.5%）」が最も高く、相談先としては「友人・知人、近所の人（26.3%）」、「自分の親・親族（25.9%）」が続いた。



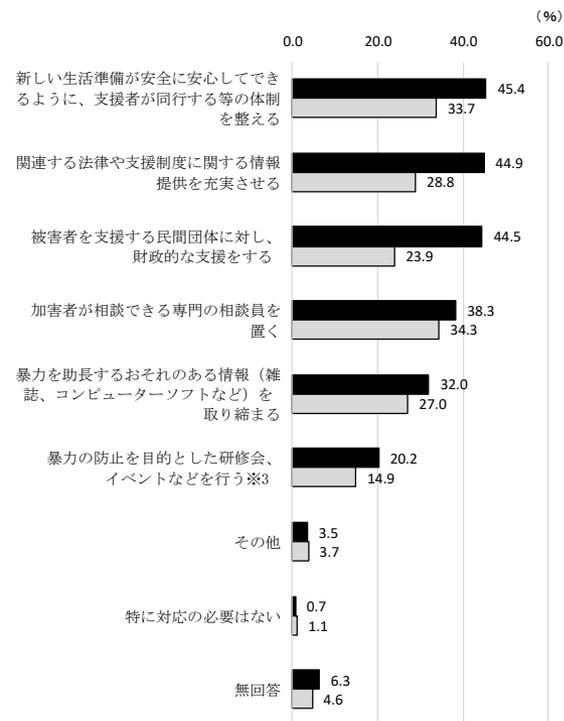
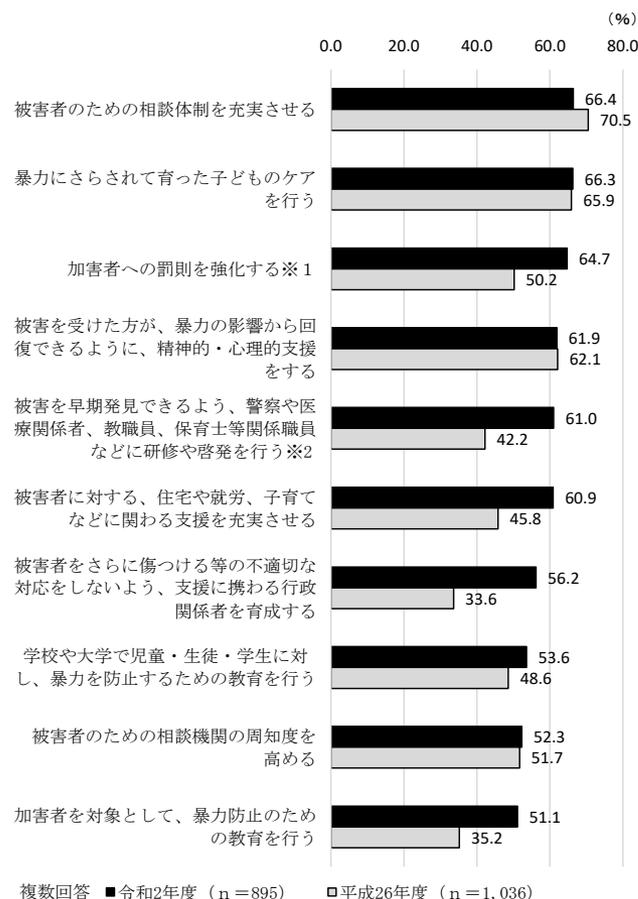
相談しなかった理由(問13)

「相談するほどのことではないと思ったから(56.0%)」、「自分にも悪いところがあると思ったから(34.0%)」、「相談しても無駄だと思ったから(30.0%)」と続いた。



被害者が安心して生活するために必要なこと(問15)

「被害者のための相談体制を充実させる(66.4%)」、「暴力にさらされて育った子どものケアを行う(66.3%)」、「加害者への罰則を強化する(64.7%)」が続いた。



F成26年調査の選択項目名(今回調査と若干の変更があるもの)

※1 加害者に対する厳しい罰則をつくる

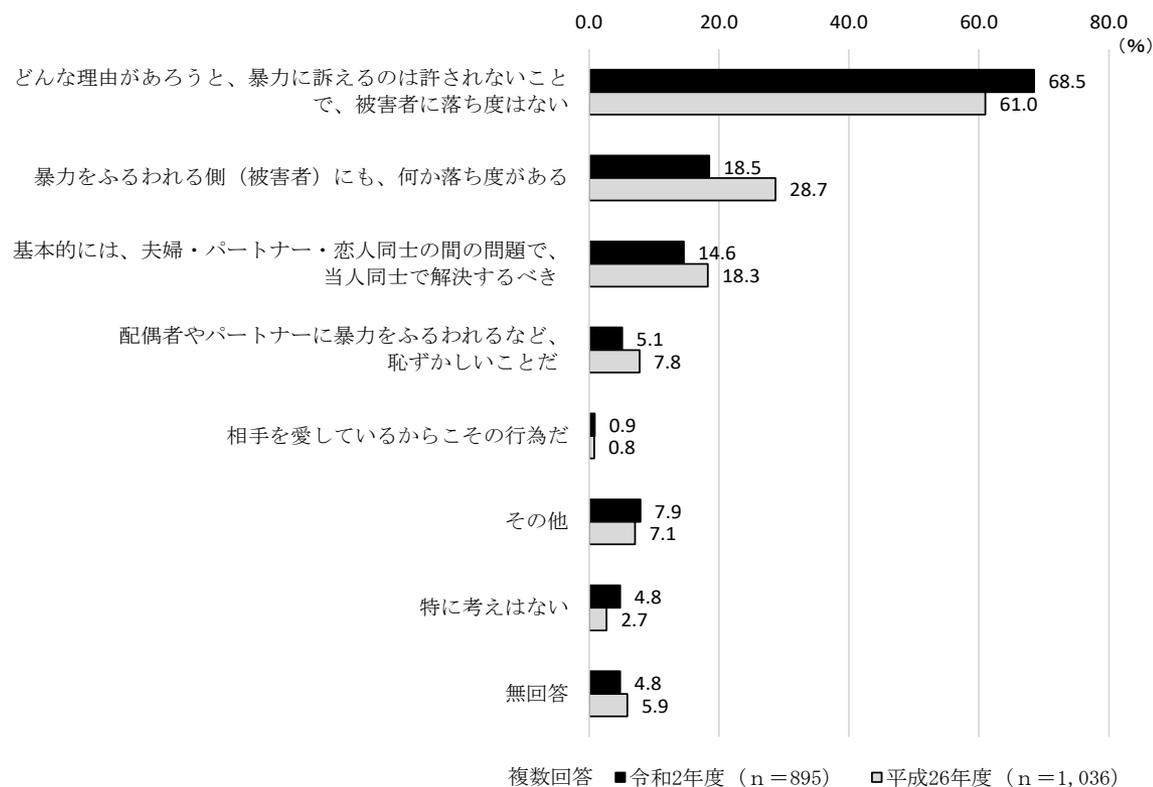
※2 被害を早期発見できるように、医療関係者や教職員、保育士等関係職員を育成する

※3 暴力の防止を目的とした市民向けセミナーを充実させる

3. 配偶者等との間の暴力の防止と対策

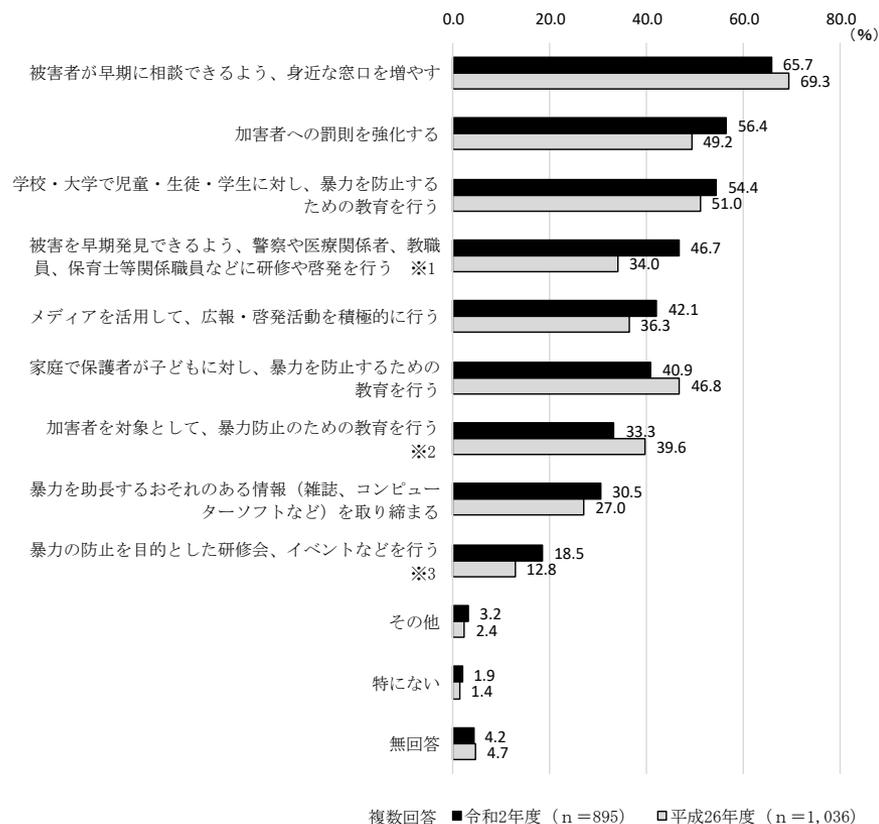
配偶者等からの暴力に対する自分の考え(問18)

「どんな理由があろうと、暴力に訴えるのは許されないことで、被害者に落ち度はない」が68.5%と最も高く、「暴力をふるわれる側(被害者)にも、何か落ち度がある(18.5%)」、「基本的には、夫婦・パートナー・恋人同士の間の問題で、当人同士で解決すべき(14.6%)」が続いた。



配偶者等からの暴力を防止するために必要なこと(問18)

「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす(65.7%)」、「加害者への罰則を強化する(56.4%)」、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う(54.4%)」が続いた。



平成26年度の選択項目名(今回調査と若干の変更があるもの)

※1 被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う

※2 暴力を振ったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う

※3 地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う

4. 今後に向けて

(1) 配偶者による暴力に対する認知度、意識

DV防止法の認知度は「法律があることも、その内容も知っている(47.0%)」が平成26年度より21.8ポイント上昇と大幅に上昇した。なおどの性別・年代別でも上昇している。

配偶者等との間での暴力についての意識においては、「お金の使い道を細かく報告させる(10.9%)」、「友人関係や電話を細かく監視する(8.4%)」、「友人や実家とのつきあいをいやがる・やめさせる(8.4%)」などが「暴力にあたるとは思わない」との結果となっており、暴力は身体的なものだけでなく、経済的暴力や社会的暴力など様々な暴力があることを周知し、社会の認識を深める対策をしていく必要がある。

(2) 配偶者等による暴力被害の実態

配偶者等からの暴力の経験がある人は、「精神的暴力(16.2%)」が最も多く、「身体的暴力(15.6%)」、「性的暴力(8.4%)」、「経済的暴力(6.5%)」、「社会的暴力(6.4%)」となっている。

配偶者から子どもへの暴力は、平成29年度内閣府の水準を下回っている。相談先は「友人・知人、近所の人」「自分の親・親族」が多いが、「どこ(誰)にも相談したり、打ち明けたりしたことはない(45.5%)」が最も多く、平成26年度と比較して、9.6ポイント増加した。相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、被害者も含めた重要性の認識の啓発が必要である。

被害者が安心して生活するために必要なことは、「被害者のための相談体制を充実させる」、「暴力にさらされて育った子どものケアを行う」が多い。専門的人材が子どもを含めた被害者を適切に支援することが求められている。

(3) 配偶者等との間の暴力の防止と対策

DVに対する自分の考えは、「被害者にも落ち度がある」が平成26年度と比較して10.2ポイント減少しており、暴力容認の考えは減少した。

DVを防止するために必要なことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす」、「加害者への罰則を強化する」、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が多い。平成26年度と比較すると、「被害を早期発見できるよう、警察や医療関係者、教職員、保育士等関係職員などに研修や啓発を行う」が12.7ポイントと大幅に増加しており、単に相談窓口を増やすだけでなく関係各機関の連携が重要である。

※本調査結果報告書は、千葉市男女共同参画センターおよび市内図書館にありますので、詳しくはそちらをご覧ください。

発行日：令和3年3月

発行：千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課
千葉市男女共同参画センター 電話043-209-8771